

岐阜羽島衛生施設組合附属機関設置条例

〔平成27年3月30日〕
〔条例第2号〕

改正 平成29年3月31日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担任する事務は、同表右欄に定めるところとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務
管理者	岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会	一般廃棄物処理施設の建設用地選定に当たっての調査及び審議
	岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設技術検討委員会	一般廃棄物処理施設の建設、改築等における基幹的設備についての調査及び審議